

## 学 則

## 1 研修の目的

高齢者人口の増加かつ多様化する介護ニーズに応じたホームヘルプサービスを提供するため、自宅で生活する高齢者や障害を持つ方々等の自立を助け、介護者の負担の軽減を図るため、在宅介護技術の取得、普及に必要な専門的知識、技能を有する人材の養成を図ることを目的とする。

## 2 研修の名称

道央佐藤病院介護職員初任者研修

## 3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員（人）	受講料（円）	受講対象者
苫小牧市	夜間	1年6ヶ月	8ヶ月	60	92,500円	一般
					30,000円	当法人関連職員
					80,000円	学生
					68,900円	学生団体 (1申込5名以上)

## 4 受講手続

## (1) 募集時期

開講日の約1ヶ月前から募集し、7日前に締め切る。

## (2) 受講料納入方法

申込後、開講日前日までに金融機関に振り込むこと。

なお、研修の開始までに受講料が振り込まれないときには、受講を断る場合がある。

## (3) 受講料返還方法

受講前については、当病院の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。

研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

## 5 カリキュラム

カリキュラムは、別紙介護職員初任者研修カリキュラムのとおりとする。

## 6 主要テキスト

介護職員初任者研修テキスト 長寿社会開発センター発行

## 7 修了認定

## (1) 出欠の確認方法

各教科の開始前に出欠確認を行う。（講師による出席簿への記載）

受講生より出席簿に押印又は署名をして提出して頂く。

## (2) 成績の評定方法

修了筆記試験、受講態度で評定する。

## (3) 修了の認定方法

修了筆記試験が60点以上かつ当講座で定めた全研修を出席した者を修了とする。

修了筆記試験が合格点に満たない者については追試を行う。

(4) 修了証明書

修了が認定された者は、修了証明書を交付する。

8 補講の取扱い

研修を履修するに当たり、指定された時間に特定教科の受講が出来なかった場合は、研修履修のため当病院が別途指定する講義を補習講義として受講するものとする。

9 退学規定

- (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。
- (2) 受講者が当病院の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為のあったときには、退学を命ずることがある。

10 講師

講師は、別紙講師一覧のとおりとする。

11 実習施設

無し

12 その他

注1 事業者が学校等の場合で、法令上定めている学則があっても、介護職員初任者研修に関しての学則を別途定めるものとする。

2 事業者は、学則そのものを提出する（本様式は、例示である。）。要綱10(1)に掲げる項目については、その内容が含まれるならば、別の名称であっても、項目を統合、追加しても構わない。なお、項目によっては、必要に応じて、別紙として添付すること。

3 項目ごとの内容は、以下の点に留意する。

- (1) 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。
- (2) 「修業年限」は、要綱4(3)の期間内であること。
- (3) 「研修期間」は、研修（講義、演習、実習）の開始から修了までの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1年、3か月、90日
- (4) 「受講料」は、講習料、教材料、実習料等受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。
- (5) 「カリキュラム」は、別紙1に定める科目（項目）を含み、科目（項目）名、研修時間数等を記載すること。
- (6) 「出欠の確認」は、講義・演習、実習において出欠を確認する方法、出席簿等について、記載すること。
- (7) 「成績の評定方法」及び「修了の認定方法」は、要綱12を満たすものであること。修了するには、すべての科目（項目）を受講しなければならないこと。
- (8) 「補講の取扱い」は、例えば、補講の対象者、受講費用、上限時間数等を記載すること。
- (9) 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法等）を記載すること。
- (10) 「講師」は、講師名、担当科目（項目）、資格等を事業所ごとに記載すること。
- (11) 「実習施設」は、施設名、住所、設置者等を事業所ごとに記載すること。
- (12) 「講師」、「実習施設」は、別紙として、それぞれ添付3号様式、添付5号様式を利用して構わない。